

表彰規程

(趣旨)

第1条 本協会が表彰を行う場合は、この規程の定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 この表彰は次の各号の一つに該当するものに対し、表彰状または感謝状を授与して行うものとする。

- (1) 長年にわたり、本協会または本協会加盟団体の運営に著しく功績のあった者
- (2) 長年にわたり、オリエンテーリング指導員としてその属する地域に普及振興のため著しく功績のあった者。
- (3) 選手もしくは選手団の一員として、国際大会において優秀な成績を収めた者。
- (4) 長年にわたり、オリエンテーリングの普及、振興、競技力向上について著しく功績のあった者。(団体を含む)
- (5) 本協会に対し、多額の寄附を行った者。
- (6) 前各号のほか、本協会の事業等に特段の功績があった者。

(推薦)

第3条 本協会業務執行理事並びに正会員は、前条に該当すると認められるものがあるときは、被表彰者の推薦書を作成し、毎年度当初に会長宛提出するものとする。

- 2 被推薦者の推薦書は、臨時に受け付けることができるものとする。
- 3 本協会が必要と認めた場合、本協会は被表彰者の推薦を会員に依頼することができる。

(決定)

第4条 会長は前条により推薦された被表彰者につき、選考委員会にはかり、被表彰者を決定する。

- 2 選考委員会は会長が委嘱する。

(表彰)

第5条 被表彰者に対しては、総会等の集会もしくは競技会の際に会長が表彰状または感謝状を授与して表彰する。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、平成19年3月4日より施行する。

平成27年3月8日改訂。